

人事行政の運営等の状況の公表

令和2年度における本市の人事行政の運営等の状況について、鹿角市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第7号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月8日

鹿角市長 関 厚

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和3年4月1日）（単位：人）

試験区分		採用者数
一般事務職	上級	7
	初級	2
専門職	保健師	1

(2) 退職者の状況（令和2年度）（単位：人）

区分	定年	早期退職	その他				計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	その他	
一般職	7	1	4	0	0	0	12

※再任用職員の任期満了による退職を除きます。

(3) 職員数の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	令和2年	令和3年		
一般行政部門	議会	5	5	0
	総務	76	74	△ 2 業務体制の見直し等
	税務	16	17	1 業務体制の充実
	民生	33	31	△ 2 組織改正による減
	衛生	15	18	3 組織改正による増
	労働	1	1	0
	農林水産	26	28	2 組織改正による増
	商工	13	11	△ 2 業務体制の見直し等
	土木	18	17	△ 1 業務体制の見直し等
	小計	203	202	△ 1
教育部門	33	31	△ 2	組織改正による増

公営企業等 会計部門	水道	7	7	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	19	20	1	業務体制の充実
	小計	30	31	1	
合 計	266	264	△ 2		

2. 職員の人事評価の状況

(1) 評価制度の概要

人事評価の種類は、能力評価と業績評価の2つで構成しており、能力評価とは、評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された能力を評価するものであり、業績評価とは、職員があらかじめ設定した業務目標の達成度を評価するものです。

(2) 評価期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(3) 評価者

一次評価及び二次評価で構成しており、一次評価は被評価者の直属の管理監督職の職員が、二次評価は一次評価の上司が担っています。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度決算統計より）

住民基本台帳人口 (R3.3.31)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	元年度の 人件費率
人 29,566	千円 22,810,149	千円 2,261,608	% 9.9	% 10.9

(2) 職員給与費の状況（令和3年度一般会計当初予算）

区分	給 与 費				職員1人当たり の給与費
	給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
予算額	千円 860,727	千円 332,331	千円 160,201	千円 1,353,259	5,686 千円
構成比	63.6%	24.6%	11.8%	100%	

※ その他の手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、宿日直手当、特殊勤務手当、寒冷地手当等の各種手当で、退職手当、児童手当を含みません。

(3) 平均給料月額等（令和3年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	平均給料	平均給与	平均年齢
鹿角市	304,791 円	352,712 円	40.7 歳
国	325,827 円	407,153 円	43.0 歳

※1 給与とは、給料の他に支給されている扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えたものをいいます。

(4) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額

区分	初任給	経験年数別平均給料月額		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
鹿角市	大学卒	181,928 円	254,193 円	301,974 円
	高校卒	149,610 円	223,624 円	257,912 円
国	大学卒	182,200 円	293,862 円	337,396 円
	高校卒	150,600 円	242,879 円	283,685 円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的職務内容	部長 次長	課長	主幹	副主幹	主査	主任	主事	
職員数	12人	31人	9人	30人	50人	42人	39人	213人
構成比	5.6%	14.6%	4.2%	14.1%	23.5%	19.7%	18.3%	100%

※ 再任用職員は除いています。

(6) 諸手当の状況（一般職）

①期末・勤勉手当（令和2年度）

区分	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.225月分
	12月支給	1.225月分
	合 計	2.450月分
加算措置の状況		職務の級に応じて5~15%の加算

②退職手当（令和2年度）

区分	退職事由	
	自己都合	応募認定・定年
支給割合	勤続20年	19.6695月分
	勤続25年	28.0395月分
	勤続30年	34.7355月分
	勤続35年	39.7575月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
退職時特別昇給	なし	なし
1人当たり平均支給額	12,896千円	

③時間外勤務手当（休日勤務手当を含む）

区分	令和元年度	令和2年度
支給総額	47,780千円	55,564千円
職員1人当たり支給年額	212千円	246千円

※ 職員1人当たり支給年額を算出する際の職員数は、支給総額と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職等、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

④特殊勤務手当（令和2年度）

ア 支給状況

支給総額	337,800円
職員全体に占める手当支給職員の割合	14.7%
支給職員1人当たり平均支給年額	8,662円

イ 手当の種類（令和2年度）

手当の種類	支給額
(1)感染症防疫作業に従事	1日につき 300円
うち新型コロナウイルス感染症に係る業務	1日につき 3,000円
うち新型コロナウイルス感染症に係る業務で患者に接触等する業務	1日につき 4,000円
(2)精神衛生業務に従事	1日につき 300円
(3)行旅病人、行旅死亡人取扱に従事	1日につき 3,000円
(4)家畜伝染病防疫作業に従事	1日につき 300円
(5)社会福祉業務に従事	1日につき 300円
(6)保健師活動に従事	1日につき 300円
(7)用地交渉に従事	1日につき 300円
(8)徴収業務に従事	1日につき 300円
(9)公営企業に従事	
・収入金の徴収事務に従事	1日につき 300円
・勤務時間外に発生した緊急作業に従事	1回につき 300円
・塩素滅菌装置の取扱いに従事	1日につき 300円

⑤扶養・通勤・住居手当（令和2年度）

手当名	区分	支給額
扶養手当	配偶者	月額 6,500円
	子	月額 10,000円
	父母等	月額 6,500円
通勤手当	16歳から22歳の扶養親族1人につき	月額 5,000円加算
	交通機関利用	支給限度額 55,000円
住居手当	自動車等使用者	支給限度額 31,600円
	借家・借間	支給限度額 27,000円

（7）特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料（報酬）月額	期末手当	退職手当
給料	市長 822,000円	6月期 1.625月 12月期 1.625月 計 3.250月	給料月額×勤続月数×47／100
	副市長 652,000円		給料月額×勤続月数×28／100
	教育長 576,000円		給料月額×勤続月数×21／100
報酬	議長 401,000円		
	副議長 362,000円		
	議員 342,000円		

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1日の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時00分

※ 窓口業務のある課等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めています。

（2）休暇の状況（令和3年4月1日現在）

①休暇制度の概要

ア 休暇の種類

種類	内容	備考
年次休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数） 与えられる。残日数（20日限度）は翌年に繰り越すことができる。	有給
組合休暇	登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合（1年につき30日以内）	無給
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（90日）	有給
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 (主な特別休暇の種類は次のとおり)	
ボランティア	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき（年5日以内）	有給

結婚	連続する 5 日の範囲内	有給
出産	女子職員が出産する場合、産前 6 週間及び産後 8 週間	有給
保育	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1 日 2 回それぞれ 30 分以内	有給
配偶者出産	妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日以内	有給
男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合、出産予定日の 6 週間前の日から出産の日後 8 週間を経過する日までの期間、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められるとき（当該期間内 5 日以内）	有給
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき（年 5 日。子が 2 人以上の場合は年 10 日）	有給
短期介護	1 年につき 5 日以内	有給
服忌	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（親族の区分により定める日数。最高で 10 日以内）	有給
夏季	6 月から 9 月までの期間内における 3 日の範囲内	有給

5. 職員の休業に関する状況

(1) 自己啓発等休業

①概要

自己啓発等休業とは、公務に関する能力の向上に資すると認められるとき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため 3 年を超えない範囲内において休業することをいいます。

②自己啓発等休業の状況

取得者なし

(2) 育児休業等

①概要

種類	内 容
育児休業制度	3 歳に満たない子を養育するために、その子が 3 歳に達する日まで休業できる制度
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子がその始期に達するまでの間、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により職員が希望する日又は時間帯において勤務可能な制度
部分休業制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことができる制度

②育児休業等の取得状況

(単位：人)

区分	育児休業			部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数
	取得 可能者数	取得者数	取得率		
男性	7	0	0%	0	0
女性	1	1	100%	1	0

※1 育児休業「取得可能者数」とは、令和2年度に新たに育児休業が取得可能となった職員の数をいいます。

2 各欄における「取得者数」とは、令和2年度に新たに休業等を取得した職員の数をいいます。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

①概要

分限処分とは、勤務実績が良くない場合や、疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として、その職員の意に反して行う処分（降任・免職・休職）のことをいいます。

②分限処分の状況

(単位：件 () は人数)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	計
勤務実績が良くない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	7(4)	7(4)
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事件に関し起訴された場合				0	0
合 計		0	0	7(4)	7(4)

(2) 懲戒処分

①概要

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、その職員に対し道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行う処分（戒告・減給・停職・免職）のことをいいます。

②懲戒処分の状況

(単位：件)

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反等	0	0	0	0	0
公務外非行	0	0	0	0	0
収賄等	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

7. 職員の服務の状況

(1) 年次休暇の取得状況（令和2年1月～同年12月）

対象人数 A	総付与日数 B	総使用日数 C	使用率(%) D(C/B×100)	1人当たり 平均使用日数 E(C/A)
243	9,377	2,688	28.7	11.1

※ 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの全期間を通して在職した職員の状況です。

(2) 介護休暇（令和2年度）

(単位：人)

取得人 数 計	介護休暇承認期間					
	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え
0	0	0	0	0	0	0

8. 職員の退職管理の状況

営利企業等に再就職した元職員は、地方公務員法第38条の2の規定により、離職後2年間は、離職前5年間の職務に関して現職職員への働きかけを禁止されています。

また、離職前5年間より前に課長級以上の職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていたときの職務に関して現職職員への働きかけを禁止しています。

なお、これらの規定に違反した場合は、過料又は刑罰が科せられます。

9. 職員の研修の状況

(単位：人)

	区分	受講者数
集合研修	新規採用職員研修	6
	新任管理職研修	5
	ハラスメント防止研修	260
派遣研修	秋田県	1
	秋田県自治研修所	24
	秋田県市長会	21
	その他	1

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の制度の概要

制 度 名	項 目 ・ 内 容
厚生制度	(鹿角市が実施) ・定期健康診断、各種検診の実施、人間ドック助成
共済制度	(秋田県市町村職員共済組合が実施) ・短期給付事業（保健給付、災害給付等） ・長期給付事業（退職共済年金、障害共済年金の支給等） ・福祉事業（人間ドック助成、契約保養所利用助成、貸付事業等）
公務災害補償制度	(地方公務員災害補償基金が実施) ・公務上及び通勤途上の負傷、疾病に対する療養補償、休業補償等

①健康診断等の受診状況 (単位：人)

区 分	受診者数
定期健康診断	184
人間ドック	73
大腸ガン検診	171
子宮ガン検診	21
乳ガン検診	26

②公務災害の発生状況 (令和2年度) (単位：件)

区分	申請	認定	不認定	継続審議
		認定	不認定	継続審議
公務災害	3	3	0	0
通勤災害	0	0	0	0

(2) 職員からの措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が適当な措置を執るべきことについての要求を、また、その意に反して懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、その処分についての不服申立てを公平委員会に対してすることができます。

なお、本市では公平委員会の事務を秋田県人事委員会に委託しており、令和2年度における業務の状況について次のとおり報告を受けております。

①勤務条件に関する措置の要求の状況 (単位：件)

前年度からの 継続審査事案件数	令和2年度中 新規要求事案件数	審査終結 事案件数	翌年度継続審査 事案件数
0	0	0	0

②不利益処分に関する不服申立ての状況

(単位：件)

前年度からの 継続審査事案件数	令和2年度中 新規要求事案件数	審査終結 事案件数	翌年度継続審査 事案件数
0	0	0	0